

## 2 職場環境の改善

### (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

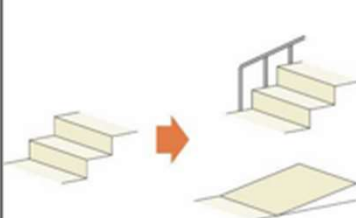
#### 対策の例



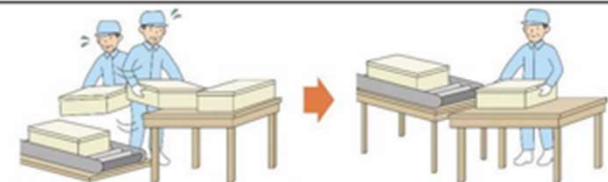
通路を含め作業場所の照度を確保する



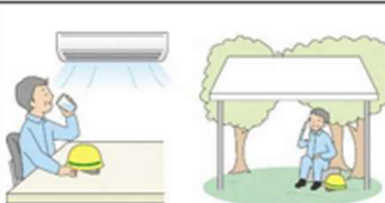
警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮



階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する



防滑靴を利用させる



例えば戸口に段差がある時

解消できない危険箇所に標識等で注意喚起



リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制



水分・油分を放置せず、こまめに清掃する

#### その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

引用：厚生労働省労働基準局 2023年10月版「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」（パンフレット）

## 2 職場環境の改善

### (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

身体機能が低下した高年齢労働者であっても安全に働き続けることができるよう、事業場の施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じること。

その際、以下に掲げる対策の例を参考に、高年齢労働者の特性やリスクの程度を勘案し、事業場の実情に応じた優先順位をつけて施設、設備、装置等の改善に取り組むこと。

#### <共通的な事項>

- ・ 視力や明暗の差への対応力が低下することを前提に、通路を含めた作業場所の照度を確保するとともに、照度が極端に変化する場所や作業の解消を図ること。
- ・ 階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消すること。
- ・ 床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用すること。また、滑りやすい箇所で作業する労働者に防滑靴を利用させること。併せて、滑りの原因となる水分・油分を放置せずに、こまめに清掃すること。
- ・ **墜落制止用器具、保護具等の着用を徹底すること。**
- ・ やむをえず、段差や滑りやすい箇所等の危険箇所を解消することができない場合には、安全標識等の掲示により注意喚起を行うこと。

# 令和5年10月17日実施の試験

## <専門科目(保健衛生)>

### 問3

(5) 高年齢労働者が安全・健康に働き続けるためには、どのような対策を講ずべきか、次の場面ごとに述べよ。

- ・暑熱環境での作業
- ・重量物取り扱い作業
- ・介護作業
- ・情報機器を用いた作業
- ・警報の伝達

#### <暑熱な環境への対応>

- ・ 涼しい休憩場所を整備すること。
- ・ 保熱しやすい服装は避け、通気性の良い服装を準備すること。
- ・ 熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等の IoT 機器を利用すること。

#### <重量物取扱いへの対応>

- ・ 補助機器等の導入により、人力取扱重量を抑制すること。
- ・ 不自然な作業姿勢を解消するために、作業台の高さや作業対象物の配置を改善すること。
- ・ 身体機能を補助する機器（パワーアシストスーツ等）を導入すること。

#### <介護作業等への対応>

- ・ リフト、スライディングシート等の導入により、抱え上げ作業を抑制すること。
- ・ 労働者の腰部負担を軽減するための移乗支援機器等を活用すること。

#### <情報機器作業への対応>

- ・ パソコン等を用いた情報機器作業では、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」（令和元年7月12日付け基発0712第3号厚生労働省労働基準局長通知）に基づき、照明、画面における文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等によって適切な視環境や作業方法を確保すること。

## &lt;共通的な事項&gt;

- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）。
- ・ 高年齢労働者の特性を踏まえ、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定し、又は改定すること。
- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮すること。
- ・ 注意力や判断力の低下による災害を避けるため、複数の作業を同時進行させる場合の負担や優先順位の判断を伴うような作業に係る負担を考慮すること。
- ・ 腰部に過度の負担がかかる作業に係る作業方法については、重量物の小口化、取扱回数の減少等の改善を図ること。
- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ること。

## &lt;暑熱作業への対応&gt;

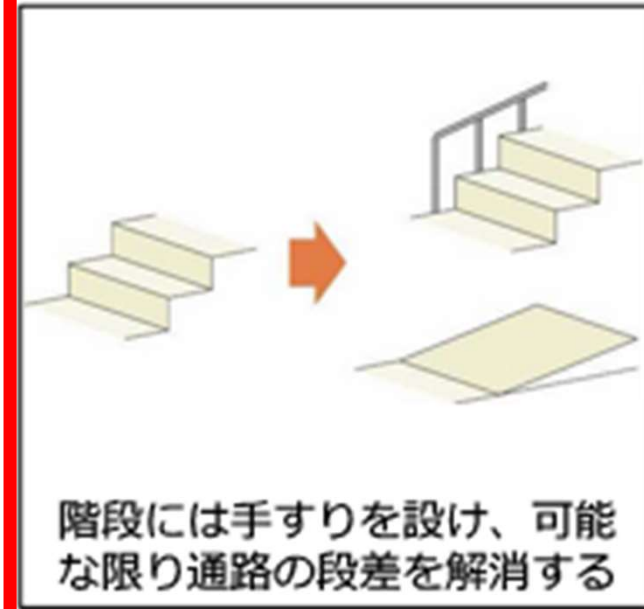
- ・ 一般に、年齢とともに暑い環境に対処しにくくなることを考慮し、脱水症状を生じさせないように意識的な水分補給を推奨すること。
- ・ 健康診断結果を踏まえた対応はもとより、管理者を通じて始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導すること。
- ・ 熱中症の初期対応が遅れ重篤化につながることを防ぐよう、病院への搬送や救急隊の要請を的確に行う体制を整備すること。

## &lt;情報機器作業への対応&gt;

- ・ 情報機器作業が過度に長時間にわたり行われることのないようにし、作業休止時間を適切に設けること。
- ・ データ入力作業等相当程度拘束性がある作業においては、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とすること。

# ・警報の伝達

## 対策の例



### ＜危険を知らせるための視聴覚に関する対応＞

- ・ 警報音等は、年齢によらず聞き取りやすい中低音域の音を採用する、音源の向きを適切に設定する、指向性スピーカーを用いる等の工夫をすること。
- ・ 作業場内で定常的に発生する騒音（背景騒音）の低減に努めること。
- ・ 有効視野を考慮した警告・注意機器（パトライト等）を採用すること。

## (2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・ 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・ 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

### 🍷 対策の例 🍷

#### <共通的な事項>

- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）
- ・ ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります



# 令和5年10月17日実施の試験

## <専門科目(保健衛生)>

### 問3

(6) 高年齢労働者の労災防止対策において、事業者が利用可能な国や公的機関の支援策を3つ述べよ。

## 事業者求められる取組

(1～5のうち法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能なものに取り組む)

- 1 安全衛生管理体制の確立等
  - 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
  - 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施
- 2 職場環境の改善
  - 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
  - 勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理
- 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
  - 健康診断や体力チェックにより、事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握
- 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
  - 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
  - 集団及び個々の高年齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む
- 5 安全衛生教育
  - 十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
  - 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練



## 労働者に求められる取り組み

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

## 国・関係団体等による支援の活用

- (1) 中小企業や第三次産業における高年齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- (2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- (3) エイジフレンドリー補助金等の活用(令和2年度創設予定)
- (4) 社会的評価を高める仕組みの活用(安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等)
- (5) 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用

引用:厚生労働省労働基準局「エイジフレンドリーガイドライン(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)」(パンフレット)

高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

## 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

### 現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は  
**無料**です！



### 結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒・腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

技術支援部業務調整課

技術管理部指導課

技術管理部

教育支援課

技術管理部

03-3452-6366

03-3453-0464

03-3455-3857

03-3452-4981

03-3452-7201

(製造業等関係)

(建設業関係)

(陸上貨物運送事業関係)

(林業・木材製造業関係)

(港湾貨物運送事業関係)

## 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

電話：03-3453-7935

ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

**有料**

#### 第4 国、関係団体等による支援の活用

事業者は、第2の事項に取り組むに当たり、以下に掲げる国、関係団体等による支援策を効果的に活用することが望ましいこと。

##### (1) 中小企業や第三次産業における高齢者労働災害防止対策の取組事例の活用

厚生労働省、労働災害防止団体及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「JEED」という。）のホームページ等で提供されている中小企業や第三次産業を含む多くの事業場における高齢者労働災害防止対策の積極的な取組事例を参考にすること。

##### (2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用

中央労働災害防止協会や業種別労働災害防止団体等の関係団体では、JEED等の関係機関と協力して、安全管理士や労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の専門家による個別事業場の現場の診断と助言を行っているので、これらの支援を活用すること。

また、健康管理に関しては、健安機構の産業保健総合支援センターにおいて、医師、保健師、衛生管理者等の産業保健スタッフに対する研修を実施するとともに、事業場の産業保健スタッフからの相談に応じており、労働者数50人未満の小規模事業場に対しては、地域産業保健センターにおいて産業保健サービスを提供しているので、これらの支援を活用すること。

##### (3) エイジフレンドリー補助金等の活用

高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境の整備に意欲のある中小企業における取組を支援するため、厚生労働省で実施する補助制度（エイジフレンドリー補助金等）を活用して、職場環境の改善を図ること。

専門試験（記述試験）は、労働衛生一般や労働衛生関係法令と違い、模範解答はこれまで公表されていませんが、**厚生労働省が出している通達やリーフレット等**を参照すると記述すべき事項についてある程度推測することはできるのかなと思います。

厚生労働省本省や各都道府県労働局のHPなどをご覧いただき、最新の情報にアクセスすることが対策の一步となると思われます。

## 4. 口述試験について

例年10月中旬頃：筆記試験



例年12月上旬頃、筆記試験合否発表



口述試験の実施      大阪：翌1月 **中旬**  
東京：翌1月 **下旬**

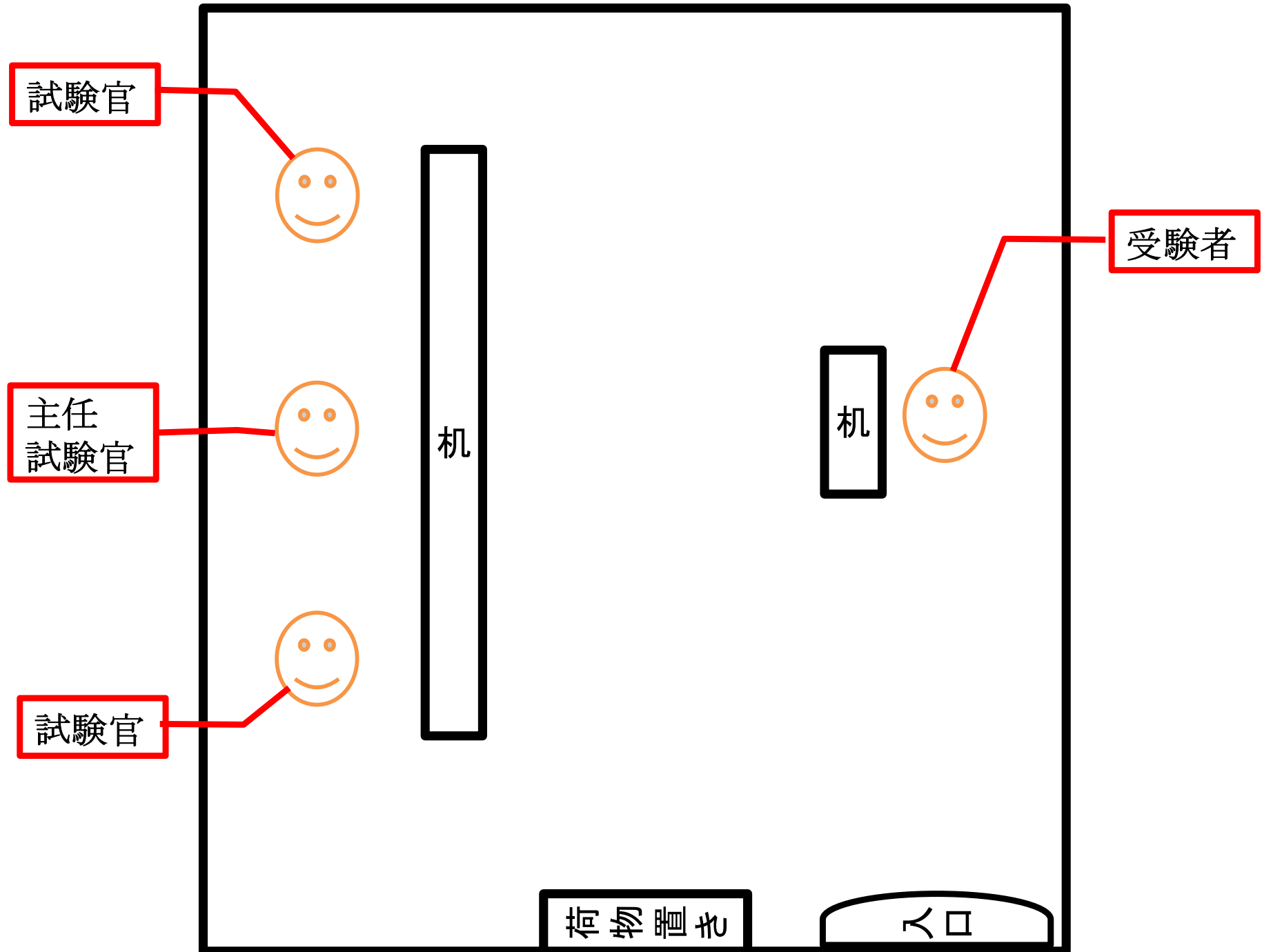


2月下旬最終合否発表

# 口述試験の概要

- ・試験官は3名です。
- ・試験官から質問された内容に口頭で答えます。
- ・「15分程度」の面接試験です。
- ・試験内容：労働衛生一般、健康管理（保健衛生）

# <口述試験室内の配置概要>



# 口述試験の進み方

- ・最初に本人確認(氏名・受験番号)を受けます。
- ・その後、主任試験官から受験動機や労働衛生の実務経験を聞かれます。
  - 自分自身の労働衛生に関する職務の棚卸しをしておくことを勧めます。
  - 願書記載内容と齟齬がないように。
- ・ここを通過すると労働衛生実務に関する様々な問題について聞かれます。

# 口述試験の進み方

## 私が受けた質問の例

- ・労働衛生コンサルタントの業務内容と義務
- ・産業医と労働衛生コンサルタントの違い
- ・有機溶剤の管理について
- ・事務作業における労働衛生管理上の留意点
- ・監督署での事務作業で取り組んだ経験について
- ・腰痛に係る災害発生状況と対策について

## 試験官への回答・説明時の留意点(私見)

- ・だらだらと答えない。

基本的には、1つの問題について**30秒程度**で回答できるよう準備しましょう。

- ・労働衛生コンサルタント試験は何の試験か？

→「労働衛生」についての国家試験である、  
ということを強く意識して下さい。

- ・**労働衛生の三管理**を意識して回答する。

- ・試験合格後、すぐに登録できる理由は？

→コンサルタントとして開業しても十分な能力が現時点であるか否か、という点で見られている。

## 5. 試験対策等について

# 私の雑感

## ・専門科目（保健衛生）の対策

試験方式：記述式



~~論述式~~

- ・長い文章で自分の意見や考えを述べるというものではない。
- ・短文で、必要な要素（用語）を漏れなく書くという方式です。

# 学習の進め方

## 参考となる資料・書籍の一例

- ・労働衛生のしおり(中災防発刊)  
→最新年度と一年度前のもの
- ・日本作業環境測定協会が発刊する書籍
- ・厚生労働省が作成するリーフレット  
などを活用していただければと思います。

これは労働衛生統計の問題への対策です(私見)。  
令和6年度の試験では、令和4年の統計結果が問われています。  
→令和6年度のしおりでは、令和5年の結果に注目しているため、勘違いの恐れがあるためです。

試験対策という側面だけではありませんが...

徳島産業保健総合支援センターでの

産業保健関係者研修会

とくしま衛生管理者の集い

も活用されてはどうか。

また、日本労働安全衛生コンサルタント会が  
開催する試験対策研修もぜひ活用下さい。

# 令和5年度第Ⅲ四半期 (R5.10～12月) 産業保健関係者研修会のご案内

★研修の多くをWeb研修にて開催いたします★  
お申込みはHPから！受講は無料ですので、お気軽にご参加ください。

| 日時・会場                                            | テーマ*内容解説(多少の変更をすることがあります)                                                                                                                                                                                                                                               | 講師(敬称略)                                   |
|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 10月4日(水)<br>14:00～16:00<br>※徳島県医師会館<br>4階 研修室A   | とくしま衛生管理者の集い(13:30～30分程度)<br>メンタル不調で休職中の方への新しい復職支援方法と <b>高齢労働者の転倒災害予防</b><br>近年、適度な運動は「うつ病」に対して、効果的であることが実証されています。メンタルヘルス不調で休職中の方への新しい復職支援方法について紹介します。また、転倒災害は労働災害の型別でトップを占めています。特に、高齢労働者に関して、企業努力で可能な作業方法と作業環境の改善について紹介します。<br>簡単な体力テストと転倒予防体操を実施しますので動きやすい服装でご参加ください。 | (一社)働く人の健康と安全を守る会<br>高野 賢一郎               |
| 10月16日(月)<br>14:00～15:30<br>Web                  | ◎9/27の録画配信<br>職場に現れるメンタルヘルス不調者の概要と対応                                                                                                                                                                                                                                    | 徳島産業保健<br>総合支援センター<br>相談員 佐藤 健二           |
| 10月25日(水)<br>14:00～15:30<br>Web                  | <b>職場の作業環境測定</b> とその活かし方<br>労働衛生の3管理(作業管理、作業環境管理、健康管理)の一つである作業環境測定について、制度概要や測定結果に基づく作業環境の具体的な改善方法を解説します。また、自律的な化学物質管理規制について、作業環境測定の切り口で補足します。                                                                                                                           | 東邦化工建設(株)<br>徳島事業所<br>品質保証・ESH統括<br>寺島 拓哉 |
| 11月14日(火)<br>14:00～15:30<br>Web                  | 精神科医から見た <b>メンタルヘルス連携</b> の在り方<br>過重労働による健康障害防止対策及び長時間労働者への医師の面接指導について、本研修では、精神科医から見た過重労働による健康障害防止対策全般について解説します。                                                                                                                                                        | 徳島産業保健<br>総合支援センター<br>相談員 杉本 順子           |
| 11月15日(水)<br>13:30～15:30<br>※とくぎんトモニ<br>プラザ 小会議室 | <b>メンタルヘルス&amp;カウンセリング実践研修④</b><br><b>ストレスチェック集団分析結果</b> を活用した職場環境改善の進め方<br>ストレスチェックでは集団分析結果を活用して職場環境改善に繋げる事も大切な目的です。集団分析結果の具体的な見方と留意点、各事業場で可能な職場環境改善に向けた活用法のポイント等を事例をもとにご紹介します。                                                                                        | 徳島産業保健<br>総合支援センター<br>相談員 川上 晃代           |
| 11月27日(月)<br>14:00～15:30<br>Web                  | 自信を持った産業保健活動の展開に向けて<br>産業保健スタッフとして日々活動される中で、より自信を持って活動したいと思ったことはありませんか。その一つの方法として、専門性の高い労働衛生コンサルタント(保健衛生)資格の取得を目指してみようという選択肢もあります。今回は私自身の体験を中心に、産業保健活動の指導能力向上を目指す皆様への情報提供をさせていただきます。                                                                                    | 徳島労働局健康安全課<br>産業安全専門官<br>吉成 俊輔            |
| 12月1日(金)<br>14:00～15:30<br>Web                   | ◎11/14の録画配信<br>精神科医から見たメンタルヘルス連携の在り方                                                                                                                                                                                                                                    | 徳島産業保健<br>総合支援センター<br>相談員 杉本 順子           |
| 12月13日(水)<br>14:00～15:30<br>※徳島市医師会館<br>4階 会議室   | 知っておきたい職場におけるハラスメント対策<br>ハラスメントを未然に防ぐには、誰もが当事者になり得ると認識し、社員一人ひとりがハラスメントに関する理解を深めることが重要です。特に職場におけるパワーハラスメントに関する実践的な予防策と解決策についてご紹介します。                                                                                                                                     | 徳島産業保健<br>総合支援センター<br>相談員 中瀬 勝則           |
| 12月18日(月)<br>14:00～15:30<br>Web                  | ◎11/27の録画配信<br>自信を持った産業保健活動の展開に向けて                                                                                                                                                                                                                                      | 徳島労働局健康安全課<br>産業安全専門官                     |
| 12月20日(水)<br>14:00～15:30<br>Web                  | 徳島障害者職業センター <b>職場復帰(リワーク)支援</b> のご案内<br>徳島障害者職業センターでは、病気や障害のある方の雇用管理にかかわる様々な支援を行っています。その一環として、うつ病等で休職している方の職場復帰を円滑に進めるための職場復帰(リワーク)支援を実施しています。リワーク支援のプログラム内容や実情、利用された方の事例などについてご案内します。                                                                                  | 徳島障害者職業センター<br>障害者職業カウンセラー<br>三浦 幸代       |

試験問題に出題されている事項を取り上げた研修が多い。

特に、第1四半期は行政関係者の研修も企画されているので、上手に利用することが大切です。